

○厚生労働省告示第百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号ハの次に次のように加える。

ニ 特定事業所加算(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

- (3) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定居宅介護事業所であって、同項の規定により配置することと

されているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

第二号イの(1)中「見込額」の下に「（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）」を加え、同イの(3)に次のただし書を加える。

ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

第二号イの(7)を次のように改める。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又

は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

第二号ハの次に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

第五号イの(8)中「であること」を「又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること」に改め、ただし書を削る。

第九号ハの次に次のように加える。

ニ 特定事業所加算Ⅳ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計

画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定同行援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

第十三号ハの次に次のように加える。

ニ 特定事業所加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定して

いること。

(3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定行動援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

第二十三号から第二十五号までを次のように改める。

二十三 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

二十五 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第三十二号中「注1」の下に「及び注2」を加え、同号口の(1)中「(就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。)」を削る。

第三十五号中「第12の13の注2、」を削り、同号イ中「(就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。)」を削る。